風評払拭・リスコミ強化戦略に基づく 外務省の取組状況



外務省経済局政策課 2019年 4月

Ministry of Foreign Affairs of Japan 外務省

外務省の取組状況 「食べてもらう」

効果的な取組は引き続き継続すると共に、その内容を充実化させる等して 国内外での取組を一層強化していく。

1. 福島県産品等の利用・販売促進

あらゆる外交機会をとらえ、国内外で被災地産品の魅力を発信。

◆ 外務大臣及び福島県知事共催レセプション

2018年12月, 飯倉公館にて外務大臣と福島県知事との共催レセプションを開催。 福島県の観光や文化, 食の魅力のPRを通じ, 駐日外交団, 駐日外国商工会議所等に対し 福島県の魅力や復興状況を発信。



◆駐日外交団の福島県視察ツアー

2019年1月,外務省と福島県との共催で駐日外交団による福島県への地方視察ツアーを実施し、漁港での自主検査の視察や酒蔵・農業生産施設への訪問を通じ、福島県産の食の安全・魅力への理解を促進。

◆ 地域の魅力海外発信支援事業

<u>中国</u>

2019年1月後半(1/17-31), 北京市及び上海市において, 福島県を含む地方自治体が参加し, 日本産米等の日本産飲食品を使用した日本各地の魅力ある料理の普及と消費拡大を目的とした事業を実施。

ロシア

2019年3月2日から3日まで、モスクワにおいてPRイベント「桜×祭」を開催。茨城県を含む5自治体が参加。2日間で約2万人の来場者に対して各自治体の魅力ある産品を紹介し、輸入規制の撤廃を働かけるとともに、地方創生の一環として地方の魅力を発信。

◆ レセプションや会議等で被災地産品を積極的に使用するよう徹底

- 外務省において、飯倉別館等にて開催するレセプションでは被災地産品を活用。
- 外務省内及び飯倉別館における各種行事の際に福島県産の天然水を活用。





外務省の取組状況 「食べてもらう」

- 2. 輸入規制の撤廃・緩和に向けた外交ルート等による働きかけ
- ◆ 二国間会談等のあらゆる外交機会をとらえ、ハイレベルから働きかけを実施。
- ・中国(2018年10月):安倍総理は、中国の習近平国家主席及び李克強総理にそれぞれ、輸入規制の早期撤廃を改めて要請。 (同年11月,中国政府は、新潟県産米の輸入解禁を発表。)
- ・香港(2018年11月):河野外務大臣は、訪日したキャリー・ラム行政長官と会談を行い、7月に香港側が実施した緩和に感謝する とともに、福島県を含む残る規制の撤廃を要請。
- ◆ 在京外交団向けのスタディーツアーの実施

(平成30年度:10か国の大使館から10人が福島県を訪問,平成31年度も継続予定)

「福島新エネ社会構想」における再生可能エネルギーの導入拡大を目指す現地での取組を在京外交団に紹介するとともに、安心・安 全かつ美味しい福島県産の食品を広報。福島産食材の安全性(放射線検査体制等)について説明し、輸入規制撤廃への理解を訴えた。

3. 輸入規制の撤廃・緩和に向けた「草の根」からの働きかけ

あらゆる機会を活用し、輸入規制の撤廃・緩和及び風評払拭に向けた情報発信を実施。

在外公館HP等における情報発信の例

大使館HPにおける発信(韓国語)









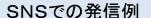
外務省の取組状況 「来てもらう」

1. 海外からの旅行者の回復に向けた施策

◆ 福島県の魅力発信にかかる動画, パンフレット等を全在外公館へ 配布し, 各国・地域の大使館等にて様々な機会を捉え, 情報発信を実施。









2. 外国報道機関関係者及び在留外国人等への「草の根」からの発信に係る施策

外国報道機関関係者や在京外交団等へ日本の食の安全性及び魅力を発信する事業を実施

- ◆ 外国報道機関関係者の招へいや在京外国プレス関係者を対象としたプレスツアーを通じ、福島県への訪問や関係者からのブリーフを受ける等して、復興や食の安全性に関する正しい姿を発信。
 - 平成30年度:招へい9名,在京外国プレス関係者向けプレスツアー16名
 - (例えば、招へいでは、7月17日~25日に、ロシア、香港、中国、タイ、ブラジルの5カ国・地域から、また、2月25日~3月5日に、インドネシア、フィリピン、香港、アラブ首長国連邦から報道機関関係者を招へいし、福島農業総合センター、水産試験場等の取材機会を提供)
- ◆ 平成30年度の発信例(次ページ参照)

外務省の取組状況 「来てもらう」

平成30年度の発信例



2018年8月12日付 タイラット紙(タイ) ウィラポット・インタラパン外信部記者 タイトル:「福島、これまでの取り組み」

(記事抜粋)

日本政府は、汚染土壌の表土を削り土壌を入れ替え、山林の洗浄など、各種の対策を講じ、農業製品の 安全確保対策を進めている。東京及び福島の政府担当者は「風評被害は、科学的な数値だけで説明でき ず難しい面もある。事故発生後7年を経過し、道半ばであるが今後も地道な努力を続けていく。インター ネットなどで様々な誤った情報も拡散されているが、今後も正確な情報を多く発信したい。そして、消費者 の皆さんには実際に福島産の商品を手に触れ美味しさを実感して頂いて安心して消費して頂きたい」と述 べた。

災後八年 福島重生

2019年3月11日付 香港01(香港) 毛詠琪(MO Wing Kei)副取材主任 タイトル:「震災から8年、福島の再生」

(記事抜粋)

2018年4月~10月に検査した農林水産物10.144サンプル中の基準超過は、野菜・きのこ類1サンプルと淡 水魚3サンプルのみだった。震災前、香港は福島県産食品の最大の輸出先で、同県の農産物輸出量の8 割を占めていた。香港政府は昨年7月に千葉、群馬、茨城、栃木の4県の輸入規制を緩和したが、福島に 対する制限は維持しており、放射性物質検査証明を付した肉類、卵及び水産物の輸入しか認めていない ため、果物、野菜、乳類及び粉ミルクの輸入は依然として禁止されており、今のところ更なる規制緩和の 兆しはない。しかし、近年では特に東南アジア等、ますます多くの国が福島産食品の輸入規制を緩和し始 めている。